

## 指導行政のポイント

### “教員人事権”を市町に移譲

菱村 幸彦

文部科学省は、条例の制定によって、都道府県に属する県費負担教職員の人事権を市町村に移譲することを認める方針を固めたという(4月16日付「朝日新聞」等)。

#### 中教審・再生会議も「移譲」を提言

新聞報道によると、経緯はこうだ。

橋下徹知事が府教委にある県費負担教職員の人事権を市町村教委に移すことを提案したところ、大阪北部の豊中、池田、箕面の3市と豊能、能勢の2町が連合を組む、受け皿になりたいと名乗りを上げた(5市町の人口は約65万で、109の公立小・中学校と約3,000の教師がいる)。

そこで、大阪府は、文科省に条例の制定によって府の人事権を市町に移譲することができるかを照会した。文科省は、法制局とも相談した結果、都道府県の人事権を市町村に移譲することは、法改正をしないで、条例の制定で可能という判断に至ったというのだ。

周知のように、県費負担教職員については、地方教育行政法 37 条で「任命権は、都道府県委員会に属する」となっている。ただし、例外として、政令指定都市の任命権は、当該政令都市が有している(法 58 条)。今回のケースは、県費負担教職員の人事権について市や町を政令都市並みに扱おうというわけである。

県費負担教職員の人事権を市町村に移譲することは、すでに中教審の答申等で提言されている。すなわち、中教審答申「新しい時代の義務教育を考える」(平成 17 年)は、「人事権についても都道府県から市町村に移譲する方向が望ましい」としており、教育再生会議第 1 次報告(平成 19 年)も「県費負担教職員の人事について、中核市を政令指定都市並の扱いとするなど、広域の人事交流を担保できる制度と合わせて、極力、市町村教育委員会に人事権を移

譲すること」を要請している。

これらの提言を受けて、文科省は、都道府県教委や市町村教委の代表を集めて、人事権の移譲について議論を進めているが、まだ最終的な結論を出すに至っていない。というのは、都道府県教委と町村教委の多くがこれに反対しているからだ。

反対の理由は、中核市などの大規模な市を抜いてしまうと、離島や山間の町村を含めた広域の人事異動が困難になることにある。確かに市町村に人事権を移譲した場合、都市部には優秀な教師が集まって、離島や山間部には教師のなり手がいるか、あるいは人事異動の範囲が狭まると人事が硬直化しなかななどの懸念があることは否定できない。

#### 条例による事務処理の特例を生かす

大阪府が構想している教員人事権の移譲は、法改正を前提とした全国的な制度化ではなく、条例の改正による地域的な試行である。こうした条例による権限の委譲は、地方教育行政法 55 条の「都道府県は、都道府県委員会の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる」という規定に基づく。

この規定は、平成 11 年に地方分権改革一括法で定められた「条例による事務処理の特例」として、地方教育行政法に導入された制度である。これは地方分権を推進する観点から、地域の住民に身近な事務はできるだけ、市町村が担うことができるようにすることを目的としている。

中教審等の人事権の移譲の提言は、法改正による全国化を想定したものであるが、法改正の前に条例の制定による先導的試行を実施してみることは意味があると思う。大阪府の試行は、今後の教員人事のあり方のテストケースとして注目される。

(ひしむら・ゆきひこ = (財)学習ソフトウェア情報研究所 理事長)

本紙は、<http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp> でも掲載

●4月26日発売！ 管理職のためのパーフェクトガイド！ 村川雅弘[編]B5判/208頁/定価2,520円

## 『「ワークショップ型校内研修」で学校が変わる・学校を変える』

研修誌・図書の小社への直接のお申込みは、無料FAX 0120-462-488 をご利用ください(24時間受付・即日発送)